

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年7月から同年9月まで

父の家業を継いでくれた夫が、国民年金制度が創設された際に夫婦及び両親に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、A市役所が管理する申立人に係る国民年金検認記録カードの記録では、昭和38年4月から同年6月までの期間及び39年1月から同年3月までの期間の保険料を同年3月31日に納付したことが確認できることから、この際に現年度保険料として納付できる申立期間②の保険料を納付せずに、その後の期間である同年1月から同年3月までの保険料のみを納付したと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人は、その夫が申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間①当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その夫が申立期間①の保険料を家族の分も含めて納付していたと主張しているが、申立人の夫に係る社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、昭和36年4月から38年3月までの保険料が特例納付されたことが確認できることから、申立期間①の保険料を現年度納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から同年12月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、結婚後、昭和49年ないし50年ごろに、A市役所において国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料については、特例納付及び過年度納付により、兄と一緒に同市役所においてまとめて納付した。両申立期間の保険料については、A市役所から未納となっている旨の説明を受けたが、一緒に納付した兄が納付済みとなっているにもかかわらず、私のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は9か月と短期間である上、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和49年ないし50年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を特例納付したと主張しており、事実、申立人は、49年2月に国民年金の加入手続を行い、47年1月から48年3月までの保険料を49年3月22日に過年度納付し、42年1月から46年3月までの保険料を50年12月20日に特例納付したことが確認できることから、申立期間①の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立人は、その兄と共に申立期間②の保険料を納付したと主張しているが、昭和42年1月から46年3月までの国民年金被保険者期間の納付記録において、両申立期間を除く申立人及びその兄に係る納付日が異なる上、42年1月から46年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の保険料を納付したとする金額についても、仮に、これらの同期間の保険料を納付した場合の金額と大きく異なる。

また、申立期間②の保険料の納付状況に関する申立人の記憶が不確かであるため、申立期間②当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間の保険料については、昭和 58 年ごろ、社会保険事務所から、昭和 57 年度 4 期分の保険料が未納と記載された納付書が送られてきたので、数日後に同社会保険事務所に行って納付した。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 58 年ごろ、社会保険事務所から保険料が未納である旨の案内及び手書きによる昭和 57 年度 4 期分の納付書が送られてきたので、数日後に納付したと主張しており、事実、申立人は、申立期間当時に社会保険事務所が所在する市に居住しており、かつ、58 年当時の過年度納付書については手書きであったことが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事に変化は無く、申立人の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から同年12月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和55年10月から同年12月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間の保険料については、実家の養父が納税組合を通じて納付してくれていた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その養父が両申立期間の保険料を当時の同居家族の分と一緒に納付していたと主張しているが、両申立期間に係る申立人の両親の保険料についても未納となっていることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、両申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、両申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その養父が両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、両申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで
父が、A市役所において国民年金の加入手続を行い、同市役所において申立期間の保険料を納付した。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、社会保険事務所が管理する国民年金受付処理簿及び前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和49年10月ごろと考えられ、事実、昭和49年度分の保険料を現年度納付し、その後、50年9月に、この時点で納付が可能であった48年7月から49年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できることから、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その父がA市役所において申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父は高齢のため当時の状況についての記憶が不確かであることから、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、同年 4 月から 45 年 11 月までの期間及び同年 12 月から 46 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 45 年 11 月まで
③ 昭和 45 年 12 月から 46 年 10 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、同年 4 月から 45 年 11 月までの期間及び同年 12 月から 46 年 10 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和 36 年 10 月の婚姻と同時に、元夫に勧められて国民年金に加入した。申立期間①の保険料については、A 市において元夫が納付してくれていたはずである。申立期間②の保険料については、私が、元夫が勤務していた B 社の体育館において C 市役所の職員に納付した。申立期間③の保険料については、私が A 市役所において納付していたはずである。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 10 月の婚姻後に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に任意加入した時期は、46 年 11 月 15 日であり、各申立期間については、国民年金の未加入期間又は厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和 36 年 10 月）による合算対象期間（カラ期間）であり、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人は、その元夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その元夫も他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料について、その元夫が勤務してい

たB社の体育館においてC市役所の職員に納付したと主張しているが、申立期間②当時、同市役所の職員が同社の体育館に出張して保険料を収納していた事実は無かったことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立人は、各申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、各申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 55 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社、B社及びC社に勤務していた昭和 44 年 8 月から 55 年 2 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

各会社における正確な勤務期間は覚えていないが、この順序で勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社、B社及びC社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

2 社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 45 年 6 月 1 日に新たに厚生年金保険の適用事業所となり、49 年 4 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっているとともに、商業登記簿上は既に解散していることが確認でき、申立期間当時の代表取締役等に照会したところ、申立人は、昭和 45 年又は 46 年から 47 年又は 48 年までの 2 年ないし 3 年ほど農閑期に同社に勤務していたものの、正社員ではなく日雇労働者であったため、厚生年金保険には加入させていなかった旨の証言が得られた。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被

保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時のA社において厚生年金保険被保険者であった複数の者に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 3 社会保険庁の記録により、申立人が勤務していたと主張するD村のE社について調査したところ、厚生年金保険の適用事業所として2事業所（E社及びB社）が該当した。

しかし、社会保険庁の記録では、E社は、新たに昭和40年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立期間以前の42年10月1日に適用事業所に該当しなくなっている上、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

一方、B社は、新たに昭和47年6月16日に厚生年金保険の適用事業所となり、50年12月1日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立期間に係る社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人が名前を挙げた同僚の名前が記載されており、その同僚の証言により、申立人が申立期間同時に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚からは、申立人がB社において正社員ではなく日雇労働者であったため、厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

また、申立期間に係るB社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時のB社において厚生年金保険被保険者であった複数の者に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 4 社会保険庁の記録では、C社は、新たに昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、46年10月16日に適用事業所に該当しなくなるとともに、商業登記簿上は既に49年12月23日に解散していることが確認できるところ、申立期間当時における同社の代表取締役は申立人に係る当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について照会したものの、回答が得られなかった。

また、申立人は、申立期間当時のC社における同僚として、B社における同僚として名前を挙げた者と同一人物の名前を挙げているので、この者

に照会したところ、C社に勤務したことはなく、自身及び申立人共に、昭和50年7月にE社を退職後に、F社に勤務していた旨の証言が得られたことから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、当該同僚は、F社では、自身及び申立人共に厚生年金保険に加入してなかった旨を証言しており、事実、申立期間に係る社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票には、当該同僚及び申立人の名前は無い。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所が管理するC社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間当時のC社において厚生年金保険被保険者であった複数の者に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 5 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 2 月 28 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。34 年 9 月末にA社を退職したことは無く、高校を卒業する 35 年 2 月末まで同社に勤務していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 40 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿上も同年 8 月 31 日に同社が解散したことが確認できる上、当時の事業主も既に他界しており、他の役員の連絡先も不明であることから、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立期間当時のA社における複数の同僚（申立人が名前を挙げた者を含む。）に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 31 年 5 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、34 年 10 月 1 日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同名簿では、他者の記録において申立期間内の同年 10 月に標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できることから、申立人の記録のみ欠落したものとは

考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 3 月までの記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、大学卒業後の昭和 44 年 4 月に、その半年前からアルバイトとして勤務していたA社に正式に入社した。A社は小さいながらも立派な会社であったので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、閉鎖登記簿により、申立期間当時にB区C町を本店所在地とするA社が存在していたこと及び同社は昭和 47 年 3 月に、申立人が所在していたと主張するD区Eに本店が移転していることが確認できることから、申立人が勤務していたと主張する会社が同社であることが推認できるものの、社会保険庁の記録により同社について調査したところ、厚生年金保険の適用事業所として該当する事業所は無い。

さらに、閉鎖登記簿により、申立期間当時のA社における事業主の氏名及び住所が確認できたものの、同事業主に送付した照会文書が宛先不明のため返送されてきたこと及び申立期間当時の同僚として申立人が名前を挙げた三人の連絡先がいずれも確認できないことから、当時の状況について確認する

ことができない。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。